

早川町体験教室講師料等助成要綱

制定 平成15年 4月 1日要綱第40号
改正 平成21年 3月23日要綱第198号
改正 平成27年 4月 1日要綱第229号

(目的)

第1条 この要綱は、山梨県早川町で開催する体験教室（以下「体験教室」という。）を利用した団体に対して講師料等の経費を助成することについて必要な事項を定め、もって体験教室の利用促進を図り、区民の自主的な交流の拡大に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成金の支給を受けることのできる者は、次に掲げる要件を満たす団体の代表者（以下「代表者」という。）とする。

- (1) 早川町で用意した体験教室を利用する団体であること。
- (2) 受講者が10人以上の団体であること。
- (3) 同一交流事業において、この要綱に基づく助成金の支給を受けていない団体であること。

(助成内容)

第3条 助成金の支給額は、体験教室の開催に要した講師料および材料費のうち、予算に定める範囲において別に地域振興部長が定める額とする。

(助成金の支給申請)

第4条 助成金の支給を受けようとする代表者は、早川町体験教室受講確認書兼助成金支給申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

(助成金の支給決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、助成金の支給を決定する。

- 2 区長は、前項の規定に基づき助成金の支給を決定したときは、早川町体験教室講師料等助成金支給決定通知書（第2号様式）により、申請をした代表者に通知するものとする。

(助成金の支給)

第6条 前条第2項の規定により支給決定の通知を受けた代表者は、早川町体験教室講師料等助成金請求書（第3号様式）により区長に助成金を請求するものとする。

- 2 区長は、前項の規定に基づく助成金の請求を受けたときは、代表者に対し速やかに助成金を支給するものとする。

(その他)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別途、地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

早川町体験教室受講確認書 兼助成金支給申請書

早川町役場確認印

受講団体代表者	住所	品川区 丁目 番 号 方 (電話 自宅 : Fax)
	氏名	
グループ名		
利用人数	合計人数	人 (内訳 大人 人・子ども 人)
日時	平成 年 月 日 () 午前・後 時 分 ~ 午前・後 時 分	
	* (翌日) 午前・後 時 分 ~ 午前・後 時 分	
受講場所	早川町	
内容 (○で囲む)	A そば打ち B 籠造り C 豆腐作り D こんにゃく作り E ウインナー作り F 陶芸 G 木工 H 硯作り I トレッキング (場所:) J その他 (内容:)	
経費 ※講師記入	・講師料 ・材料費 計 円	

上記のとおり早川町体験教室の講師を行ったことを証明します。

平成 年 月 日

品川区長 あて

体験教室 講師 住所
氏名 印
電話

上記のとおり早川町体験教室を受講しましたので、助成金を申請します。

平成 年 月 日

品川区長 あて

体験教室 住所
受講代表者 氏名
電話

【注意】 この用紙は上記の太枠内を受講者が記入し、早川町役場の確認印および講師の証明をもらって、後日に品川区役所市町村交流担当へ提出してください。証明のないものは無効。

品地地発第 号
平成 年 月 日

早川町体験教室
受講団体代表者

様

品川区長 濱野 健 印

早川町体験教室講師料等 助成金支給決定通知書

平成 年 月 日に申請のありました早川町での体験教室に係わる講師料等について、下記のとおり助成を決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 受講体験教室
2. 受講日 平成 年 月 日
3. 受講場所 早川町
4. 助成金支給額
5. 支払い方法
ご提出いただく早川町体験教室講師料等助成金請求書および
支払金口座振替依頼書に基づき、指定の口座に振り込みます。
※ 申請者（早川町体験教室受講団体代表者）名義の口座に
限ります。
6. 担当・照会先 品川区地域振興事業部地域活動課 市町村交流担当
電話：5742-6856

早川町体験教室講師料等助成金

請求書

	十	万	千	百	十	円

平成 年 月 日付、品地地発第 号により
支給の決定を受けた早川町体験教室講師料等助成金について、上記
金額のとおり請求します。

品川区長 濱野 健 あて

平成 年 月 日

請求者 住 所 品川区

氏 名

印